

議案第45号

二宮町地域集会施設条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年9月2日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地域集会施設の名称を運用実態に即した名称に統一化することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町地域集会施設条例の一部を改正する条例

二宮町地域集会施設条例（令和5年二宮町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「百合が丘公会堂」を「百合が丘1丁目会館」に、「百合が丘児童館」を「百合が丘3丁目会館」に、「中里老人憩の家」を「中里会館」に、「中里西公会堂」を「中里西会館」に、「元町老人憩の家」を「元町南会館」に、「富士見が丘児童館」を「富士見が丘一丁目会館」に、「富士見が丘老人憩の家」を「富士見が丘二丁目会館」に、「二宮町二宮2,041番地の4」を「二宮町富士見が丘二丁目1番26号」に、「松根児童館」を「松根会館」に、「上町児童館」を「上町会館」に、「下町児童館」を「下浜会館」に、「下町老人憩の家」を「下町会館」に、「梅沢老人憩の家」を「梅沢会館」に、「越地児童館」を「越地会館」に、「茶屋児童館」を「エクレール会館」に、「茶屋老人憩の家」を「茶屋会館」に、「釜野児童館」を「釜野会館」に、「入川匂老人憩の家」を「川匂会館」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定（「富士見が丘老人憩の家」を「富士見が丘二丁目会館」に改める部分及び「二宮町二宮2,041番地の4」を「二宮町富士見が丘二丁目1番26号」に改める部分に限る。）は、令和6年10月1日から施行する。

(議案第 4 5 号) 二宮町地域集会施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
(設置、名称及び位置) 第2条 地域住民の連帯感の醸成及び地域文化活動の推進を図るため、町民が自主的に活動する拠点として、地域集会施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。		(設置、名称及び位置) 第2条 地域住民の連帯感の醸成及び地域文化活動の推進を図るため、町民が自主的に活動する拠点として、地域集会施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
百合が丘1丁目会館	二宮町百合が丘1丁目101番地の1	百合が丘公会堂	二宮町百合が丘1丁目101番地の1
(略)		(略)	
百合が丘3丁目会館	二宮町百合が丘3丁目2番1号	百合が丘児童館	二宮町百合が丘3丁目2番1号
中里会館	二宮町中里903番地の3	中里老人憩の家	二宮町中里903番地の3
中里西会館	二宮町中里二丁目18番13号	中里西公会堂	二宮町中里二丁目18番13号
元町南会館	二宮町二宮1, 138番地の1	元町老人憩の家	二宮町二宮1, 138番地の1
富士見が丘一丁目会館	二宮町富士見が丘一丁目27番23号	富士見が丘児童館	二宮町富士見が丘一丁目27番23号
富士見が丘二丁目会館	二宮町富士見が丘二丁目1番26号	富士見が丘老人憩の家	二宮町二宮2, 041番地の4
松根会館	二宮町松根10番18号	松根児童館	二宮町松根10番18号
上町会館	二宮町二宮146番地の6	上町児童館	二宮町二宮146番地の6
下浜会館	二宮町二宮373番地の9	下町児童館	二宮町二宮373番地の9
下町会館	二宮町二宮473番地の1	下町老人憩の家	二宮町二宮473番地の1
梅沢会館	二宮町山西102番地の1	梅沢老人憩の家	二宮町山西102番地の1
越地会館	二宮町山西759番地	越地児童館	二宮町山西759番地

改正後		改正前	
エクレール会館	二宮町山西448番地の10	茶屋児童館	二宮町山西448番地の10
茶屋会館	二宮町川匂71番地	茶屋老人憩の家	二宮町川匂71番地
釜野会館	二宮町山西1, 574番地の1	釜野児童館	二宮町山西1, 574番地の1
川匂会館	二宮町川匂309番地	入川匂老人憩の家	二宮町川匂309番地